

附 則

第 1 項（施行期日）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3章第1節の規定は、公布の日から施行する。

【解説等】

この項は、施行期日について定めたものです。

第3章第1節の規定（第20条から第28条まで）は公布の日（平成25年5月31日）から、それ以外の規定については、平成26年4月1日から施行となります。

第3章第1節の規定以外の規定の施行期日を公布の日から約9箇月後としている理由は、主に次のことが挙げられます。

- ・ 地域相談員及び広域専門相談員となる身体障害者相談員、知的障害者相談員等が、研修等を通じて、特定相談等の業務に必要なスキルを身に付ける期間を確保するため。
- ・ この条例が、新たな対立を生み出すものではなく、障害のある人にとって現状として不都合となっている事案を話し合いにより改善することを目的として制定されたものであると、県民等に対して周知する期間を十分に確保するため。

第3章第1節の規定の施行期日を公布の日（平成25年5月31日）からとしている理由は、障害のある人の相談に関する調整委員会の設置のための準備行為が公布の日から直ちに取りかけられるようにするためです。

障害のある人の相談に関する調整委員会は、その設置のための準備行為が終り次第、平成26年4月1日よりも前に設置され、地域相談員の委託や広域専門相談員の委嘱に係る事務を取り扱うこととなります。

なお、第50条（罰則）の規定の施行期日が平成26年4月1日であるため、障害のある人の相談に関する調整委員会の委員の守秘義務違反に対する罰則については、公布の日からではなく、平成26年4月1日からとなります。

その理由としては、障害のある人等からの相談や申立ての受付が始まる平成26年4月1日以前に守るべき秘密（地域相談員の委託や広域専門相談員の委嘱の手続に関する事）が漏れた場合の損害に比べて、障害のある人等が

らの相談や申立ての受付が始まる平成26年4月1日以後に守るべき秘密（障害のある人の個人情報、申立て内容等）が漏れた場合の損害が大きいからです。

第2項（適用）

（適用）

- 2 第29条及び第32条の規定は、平成26年4月1日以後になされた差別に係るものについて適用する。

【解説等】

この項は、特定相談（第29条）及び助言又はあっせんの申立て（第32条）が平成26年4月1日以後になされた差別に係るものを対象にすることを定めたものです。

平成26年4月1日以前になされた差別については、この条例に基づく特定相談や助言又はあっせんの申立てはできませんが、平成26年4月1日以後も差別が解消されていない場合には、この条例が適用されることとなります。

第3項（見直し）

（見直し）

- 3 障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策については、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等を勘案し、その全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直しが行われるものとする。

【解説等】

この項は、条例の見直しについて定めたものです。

条例を施行してから見えてくる課題、また、現在、政府が国会に提出している障害者差別解消法案の動きもあることから、少なくとも3年を目途に見直しをすることを規定しています。

施行後3年を目途とはしていますが、3年を待たないと見直しを行わないということではなく、少なくとも3年以内には施行状況を勘案し、検討を行うこととなります。